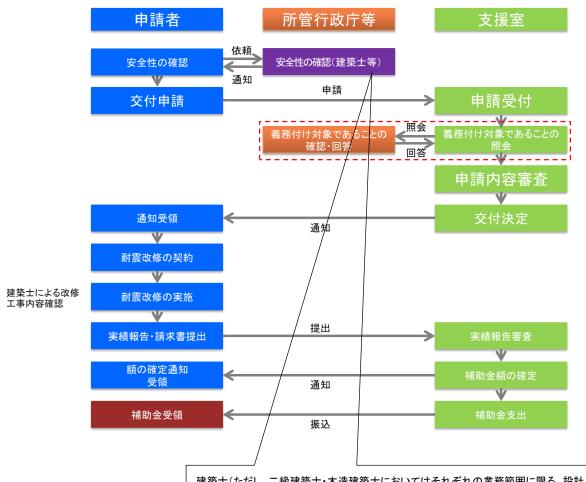
## 手続きの流れ(K 耐震改修)



建築士(ただし、二級建築士・木造建築士においてはそれぞれの業務範囲に限る。設計者でも可。)、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関による確認により、安全性の確認を行うことも可能です。

ただし、建築物所在の所管行政庁によっては、第三者機関による判定・評価等が必要な場合がありますので、依頼前に所管行政庁へお問い合わせください。

## 「安全性の確認」

- ・建築士(二級建築士・木造建築士においてはそれぞれの業務範囲に限る。)による安全性を確認 したことを示す文書
- ・指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関による安全性を確認したことを示す文書
- ・耐震判定委員会等の耐震改修計画の判定・評価等
- ・建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認済証
- ・耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく計画認定証
- ・建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定書